

買物弱者支援促進事業 Q & A

令和 6 年 5 月 24 日
総合政策部地域政策課

問 1 具体的にどのような取組に係る経費が対象になるのか。

答 助成対象となる主な取組内容は以下のとおりです。

		市町村における取組内容	助成内容（例）
I		買物弱者支援の検討	①協議会等の構築・運営 ②住民ニーズ調査 ③講師の招聘・先進地視察
II	ア	商品を近くに届ける買物弱者対策の導入や拡充の支援	配達 ①車両の購入（リース含む）及び改造経費 ②注文受付・配達システムの導入経費 ③冷蔵（冷凍）庫や看板などサービス開始や拡大等に伴う初期投資費用
		買物代行	①車両の購入（リース含む）及び改造経費 ②注文受付・代行システムの導入経費 ③冷蔵（冷凍）庫や看板などサービス開始や拡大等に伴う初期投資費用
		移動販売	①車両の購入（リース含む）及び改造経費 ②冷蔵（冷凍）庫や看板，簡易レジなどサービス開始や拡大等に伴う初期投資費用
		配食	①車両の購入（リース含む）及び改造経費 ②注文受付・配食システムの導入経費 ③冷蔵（冷凍）庫や看板，簡易レジなどサービス開始や拡大等に伴う初期投資費用
		自動販売機	①食料品や日用品を扱う自動販売機の設置に伴う初期投資費用
イ		情報発信のためのシステム構築	①HPやSNS等を活用した情報発信のためのシステム開発

※ 上記 I 及び II アについては、買物アクセス困難地域を含む地域を対象とした支援であることが助成の要件となります。

※ この他、上記例に記載のないものについては個別に判断いたします。

問2 車両の改造経費に、既存車両の維持修繕に係る費用も含まれるのか。

答 本補助金は買物弱者対策に新たに取り組む場合の初期投資費用を対象としているため、既存車両を移動販売車に改造するなど、買物弱者対策に必要な機能の向上が図られる場合を想定しており、既存車両の維持修繕に係る費用は対象となりません。

問3 燃料費は補助対象経費にならないのか。

答 本補助金は買物弱者対策に新たに取り組む場合の初期投資費用を対象としているため、ランニングコストである燃料費は補助対象経費に含まれません。

問4 「買物アクセス困難地域を含む地域を対象とした」とは具体的にどのような場合を指すのか。

答 例えば移動販売を行う場合に、買物アクセス困難地域にも販売所を設けるなど、当該地域の住民がサービスの恩恵を受けられるようなルート設計を行うような場合等を想定しています。